

平成 26 年度の消費者施策に係る県の取り組み方向について

消費者行政推進の主体となる県民生活センターにおける次年度の取り組み方向を現時点で次のとおり考えている。

1 本県の消費者行政を取り巻く情勢

(1) 消費者行政活性化基金の延長

平成 25 年度を持って終了とされていた同基金が 1 年延長されることとなった。ただ、国の概算要求をみると、基金の上積み額は今年度に比べ大幅減となっており、次年度事業については、内容や対象などの絞り込みなど事業の再編が必要な状況となっている。

一方、各市町村への補助事業についても、今のところこれまでのように希望額を満額補助できる状況ではないことから、実施する事業の選択と集中など必要な見直し等を働きかけていくこととなる。

(2) 消費者教育推進法への対応

昨年 12 月に消費者教育推進法が施行され、本年 6 月に国の基本的方針が示された。同法においては地方公共団体にあっては国の基本的方針を踏まえて消費者教育推進計画を策定すること、及び消費者教育推進地域協議会を設置することが努力義務として規定されており、本県としてもその対応が求められる。

(3) 被災者の生活再建過程で浮上する消費生活問題への対応

被災者の生活再建過程において、今後、住宅建設を始めローンの支払いや生活費等の問題が浮上してくることが懸念される。被災者の動向を注視し、必要に応じ消費者被害の防止等に向けた対応が取れるよう準備しておく必要がある。

2 平成 26 年度消費者施策の取り組み方向

(1) 消費者が被害に遭わないための環境づくり

消費者に対する有用な情報提供の取り組みとして実施している消費生活セミナーを始め、出前講座、各種広報媒体を活用した啓発事業等は、今年度の成果を検証しつつ継続して実施する。

(2) 消費者トラブルの解決力の向上

消費者被害の救済事業として実施している多重債務者等に係る弁護士無料相談は、被害救済に直結する事業であり、特に優先して予算確保に努めることとする。

県内の消費生活相談員の資質向上に向けた消費生活相談員等レベルアップ講座等も市町村の消費生活センター支援の重要施策として継続実施する。

(3) 消費者教育推進法への推進

法で努力義務として求められている消費者推進計画の策定及び消費者推進地域協議会の設置への対応については、議題(4)のとおり。

県民生活センターには、本県消費者教育推進の拠点機能を果たすことが期待されている。これを受けて次年度から消費者教育推進計画の策定作業と並行して、学校教育や福祉等多様な主体と連携した取り組みの推進に向け始動していく。

(4) 被災者への相談対応等

今後、被災者の生活再建途上で浮上してくることが想定される問題については、県復興局等関係機関との情報交換を継続しながら早期に状況を把握し、関係機関と連携して被害防止のための啓発活動や相談支援等を行っていく。